

建設工事 入札参加者 各位

湖西市長 影山 剛士

平成 31 年度からの入札契約制度の変更点について（通知）

日頃より、本市の公共事業の推進にあたりまして、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成 31 年度から建設工事の入札契約制度を下記のとおり変更しました。

つきましては、入札参加者の皆様におかれましては、その趣旨及び内容を了知いただき、対応されますようお願いいたします。

記

1. 中間前払金制度の導入

【※平成 31 年 4 月 1 日以降に、発注（入札公告、指名通知又は見積依頼をいう。以下同じ。）するものに適用】

(1) 本市発注工事を受注した企業の資金繰りの円滑化と、その結果として適正な施工の確保に資することを期待して、中間前払金制度を導入します。

(2) 中間前払金とは、当初の前払金（請負代金額の 40%）に加え、工期の半ばで請負代金額の 20%を追加して支払う前払金のことです。

部分払とは違い、出来形検査（現場検査）が不要であることから、工事を一時中断する必要がなく、又、提出書類についても簡便なもので済む手続です。

ただし、請求に当たっては、一定の条件を満たしていることと、当初の前払金と同様に、保証事業会社との中間前払金に関する保証契約が必要です。

(3) (2)の一定の条件とは、次の条件を全て満たしていることをいいます。

なお、これらの条件を満たしているかどうかについては、従来から受注者に毎月提出を求めている工事工程月報により確認します。

- ① 工期の 2 分の 1 が経過していること。
- ② 工期の 2 分の 1 が経過するまでに行う予定であった作業が全て完了していること。
- ③ 既に行われた作業に係る経費が請負代金額の 50%以上の額に相当するものであること。

- (4) 中間前払金制度の導入に伴い、本市発注工事において当初の前払金を請求するときは、工事担当課に対し、「中間前払金の活用予定通知書（様式第1号）」を当初の前払金の請求書等と併せて提出してください。  
（中間前払金を活用する予定がない場合であっても、提出が必要となりますので、ご注意ください。）  
また、提出した後に、中間前払金の活用予定が変わったときも、同様に提出してください。
- (5) 中間前払金の活用を予定している工事において、(3)の①から③までの条件を全て満たすこととなった場合には、「中間前払金の認定請求書（様式第2号）」と「最新の状況を反映した工事工程月報」を工事担当課に提出してください。（既に提出されている工事工程月報で、(3)の②及び③の条件を満たすことが確認できる場合には、「最新の状況を反映した工事工程月報」の提出は不要です。）  
なお、工事工程月報等の内容に疑義のある場合には、工事担当課から資料の追加提出を求めますので、対応してください。
- (6) 工事担当課での審査の結果、条件を満たしていることが確認できた場合には、「中間前払金の認定調書（様式第3号）」を発行しますので、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。（申込みの際に、認定調書の写しが必要となります。）
- (7) 保証事業会社から発行される「中間前払金保証証書」と共に、請求書を工事担当課に提出してください。
- (8) (4)から(7)までのフローを作成しましたので、**別添**をご確認いただき、参考としてください。
- (9) 中間前払金制度の導入に当たり、湖西市建設工事に係る前払金及び中間前払金取扱要綱（平成31年湖西市告示第93号）を制定し、湖西市建設工事請負契約約款の関係条項（第34条等）を改正しました。

## 2. 現場代理人の休暇取得等の推進

**【※平成31年4月1日から全ての工事に適用（既に契約した工事を含む。）】**

- (1) 建設業の働き方改革を推進するために、国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成30年12月3日付け国土建第309号）が発出され、専任の主任（監理）技術者が工事現場を短期間離れる場合の取扱いが示されました。  
このことを受け、湖西市建設工事現場代理人取扱要綱（平成28年湖西市告示第100号）を改正し、本市発注工事の現場代理人が工事稼動中に工事現場を短期間離れる場合の取扱いを定めました。

(2) 次の条件を全て満たす場合には、工事稼働中であっても現場代理人が工事現場を離れることができます。

- ① 工事現場から離れる目的が、休暇取得や技術研鑽<sup>さん</sup>のためであること。
- ② 工事現場から離れる期間が、1週間以内であること。
- ③ 代理の現場代理人が配置されること。
- ④ 事前に工事担当課に対し、「現場代理人の離脱届（様式第1号）」を提出していること。（工事現場から離れる期間が1日以内の場合には、離脱届の提出ではなく、電話連絡等でも可とします。）

(3) この手続により工事現場を短期間離れる場合であっても、現場代理人としての職務上の責任が免じられているわけではないことに留意してください。

### 3. 現場代理人が他工事に従事できる要件の緩和

#### 【※平成31年4月1日から全ての工事に適用（既に契約した工事を含む。）】

昨年度に発出した「平成30年度からの入札契約制度の改正事項について（通知）」（平成29年11月27日付け湖総契第162号）で、順次緩和していくことを示したとおり、湖西市建設工事現場代理人取扱要綱に定める“現場代理人が他工事の現場代理人や技術者等を兼任できる条件”のうち、「請負代金額1,000万円未満」を「請負代金額2,000万円未満」としました。

### 4. 積算疑義の申立てをすることができる応札者の条件の追加

#### 【※平成31年4月1日以降に落札者決定をした工事に適用】

(1) 設計違算の疑いを解消して契約を締結するために定めた湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程（平成30年湖西市規程第2号）の施行から1年が経過しましたが、積算疑義の申立てについては、設計違算が無ければ落札者となる可能者のあった者に対する救済措置でもあることから、応札者以外の方については申立てをすることができません。

しかし、応札者であっても、入札参加資格を有しない等の理由により入札を無効とされた応札者については、設計違算の有無にかかわらず落札者となることはできません。

このことから、同規程を改正し、“入札を無効とされた応札者”と“入札参加資格を有しないことが明らかな応札者”については、積算疑義の申立てができない制度としました。

(2) 最低制限価格を下回る価格で入札をしたことにより「失格」となった応札者や、低入札価格調査により「失格」となった応札者については、従来どおり、積算疑義の申立てをすることができます。

- (3) 本市発注工事で原則適用している事後審査型制限付一般競争入札については、入札参加資格の確認は、“落札候補者”のみを対象に実施していることから、必要に応じて、申立てをした応札者に対して入札参加資格確認資料の提出を求めます。

提出を求められた場合には、期日（原則として2日後を指定します。）までに入札参加資格確認資料を契約検査室に提出してください。

期日までに提出いただけない場合や、提出資料等により入札参加資格を有しないことが明らかとなった場合には、当該応札者からの申立てが無かったものとみなします。

## 5. 落札者決定に影響する設計違算に該当するかどうかの例示の追加

### 【※平成31年4月1日以降に落札者決定をした工事に適用】

- (1) 落札者決定後に設計違算が判明した場合には、原則として落札者決定を取り消すこととなりますが、湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程第6条には、“設計違算の内容が落札者決定に影響を与えないときは、取り消さないことができる”と規定されています。

今般の同規程の改正において、平成30年度の事例等を踏まえて、落札者決定に影響する設計違算に該当するかどうかを判断するための例示を2つ加えました。

- (2) 2つの例示のうち、設計違算があったことにより本来すべきでなかった低入札価格調査をしたうえで落札者決定に至った場合については、設計違算が無ければ、調査をすることなく当然落札者となっていたため、落札者決定に影響を与えないものとする事ができると明示しています。

ただし、低入札価格調査を実施した事実を消すことはできないため、低入札価格調査の対象となった工事の場合に限って適用される契約条件については有効となりますので、ご承知おきください。

## 6. 下請負人通知書の廃止

### 【※平成31年4月1日以降に発注する工事に適用】

下請契約を締結した工事については、湖西市建設工事請負契約約款により下請負人通知書の提出を義務づけていましたが、建設業法（昭和24年法律第100号）等により提出が必要な「施工体制台帳の写し」の内容と重複することから、同約款を改正し、下請負人通知書を廃止しました。

## 7. “週休2日推進工事”及び“工事着手日選択型工事”の試行

### 【※平成31年4月1日以降に発注する工事の中から選定して適用】

建設業における働き方改革の一環として、各々、年間1件を目標に試行を予定しています。

## 8. 配置予定技術者等の手持ち工事等を許容する期間の拡大

### 【※平成31年4月1日以降に制限付一般競争入札の資格審査を実施する工事に適用】

入札公告において別の定めがある場合を除き、配置予定技術者等が他工事に従事している状況であっても、手持ち工事等の履行期限が「開札日から20日以内」の場合や、「開札日から20日以内」に手持ち工事等の職務を交代する場合については、入札参加資格の審査では問題なしとしています。

このことについて、平成30年4月1日から積算疑義申立期間を設けていること等を考慮し、湖西市制限付一般競争入札実施要領を改正し、「開札日から20日以内」を「開札日から25日以内」に許容期間を拡大しました。

担当：総務部 契約検査室 契約検査係

電話：053-576-1178

FAX：053-576-1115

# 別添

## 中間前払金の支払までの手続手順フロー

